９月	豊川　愛護モニター報告	モニター区間	豊川：左右岸 6.2km～17.8km 管轄出張所：豊川流域治水出張所
実施日		実施区間	吉田大橋～賀茂橋





夏にしては豊川の流量が少ないな、と思っていたら、宇連ダムの貯水量が 10%を切りはじめ、とうとう８月 21 日に昨年に引き続き豊川用水の節水対策が開始された。また、今年も去年みたいになるのか、と思っていたのだが、９月に入ってからの連日の雨のおかげで、９月 18 日に節水対策は解除された。とりあえず一安心なのだが、今度は日照不足が心配になってくる。農作物は大丈夫だろうか。

雨が続いたせいで、豊川の堤防や河川敷ではキノコがやたら発生していた。なかでもオオシロカラカサダケは大型できれいな白色をして群生しているのでやたら目立つ。しかし、これは毒きのこ。注意喚起の看板が立てられていた。知らないキノコは食べないのが鉄則。見て楽しむだけにしておきたい。



オオシロカラカサダケ



～除草について～



除草前 ⇑

⇓ 除草後



先月のレポートで下条橋右岸から豊川分水路までの道路際だけ除草されていなかったことを報告しましたが、９月下旬に除草作業が行われました。この道路はカーブが多く、交通量もそこそこあるのですが、除草され、見通しがよくなったおかげで格段に通行しやすくなりました。すばやい対応、感謝します。

先月のレポートに対する河川事務所の返答によりますと、堤防と堤防道路の管轄に違いがあるため、除草の担当も違うとのこと。なるほどそういうことかと理解できました。そういえば、同じ箇所の除草作業なのに、告知の看板が発注者が河川事務所のものと豊橋市のものと２枚掲示されていたのを見たことがありま

管轄出張所における対応措置（必要に応じて記載）

貴重なご意見ありがとうございます。
堤防機能と道路機能を兼ねているような場所では管理権限（責任）を分担する必要があります。
ご指摘の場所も堤防管理者（豊橋河川事務所）と道路管理者（豊橋市）がそれぞれの管理範囲を除草しているという事情がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

す。これもそういう事情だったのでしょう。
　ただ、今回の件で思ったのですが、堤防と堤防道路と分けて除草するのはやはり非効率なのではないでしょうか。他の箇所では同時にできているのだし、下条橋から豊川分水路の区間も当古橋左岸から上流に向かう堤防道路も数年前までは同時にやっていたことを考えれば、できないことではないと思うのですが。



⇐ 除草前

除草後 ⇒

